

生駒市条例第7号

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

18 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、20年以上勤続し、かつ、45歳以上49歳以下の年齢で退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する第4条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項、第6条及び第6条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	という。)	という。)及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日

		において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第6条	第3条から第5条まで	附則第18項の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	同項の規定により読み替えて適用する同条の
第6条の2	第5条の2第1項の	附則第18項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	附則第18項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	同項の	附則第18項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1

		項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	附則第18項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該附則第18項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。